
第 3 期 地域福祉計画策定における論点（策定の基本的な考え方）（案）

ア．多様化する福祉課題に対する包括的な相談支援体制の推進

イ．地域で福祉課題に取り組む人材の確保

ウ．生活困窮者の社会的・経済的な自立と生活の向上

論点とする事由

◆ア．多様化する福祉課題に対する包括的な相談支援体制の推進

高齢、障害の分野ごとの相談体制では対応が困難な課題が複合化・複雑化しているケースや、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人自ら相談に行く力がなく地域の中で孤立しているケース等の新たな状況が顕在化してきた。

また、支援制度がきめ細やかになる反面、制度の細分化、複雑化を伴い、利用者にとって一部「分かりにくい制度」となっている。

このような背景のもと、既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携し、だれもが気軽に相談できる相談支援体制を推進する必要がある。

◆イ．地域で福祉課題に取り組む人材の確保

行政や民間事業者の取組だけでは、支援を必要とする全ての人に支援が行き届くことは困難である。

そのため、地域住民が自ら課題解決し、それを支える取組が必要であり、地域力の強化と“すき間”の課題への取組を目指す「地域づくり」が求められている。

「地域づくり」を進めるためには、地域住民一人ひとりが当事者意識を持ち、地域での活動に目を向ける人材の確保が必要である。

◆ウ．生活困窮者の社会的・経済的な自立と生活の向上

平成 27 年 4 月より生活困窮者自立支援事業において、生活保護に至る前の段階の自立支援策を図るため、自立相談支援事業の実施など自立に向けた人的支援を行ってきた。

一方で、生活困窮者を支援する過程においては、必要な社会資源の活用、就労先の開拓やさまざまな社会参加の場づくり等が必要になる。

このため、既存の社会資源の把握や活用にとどまらない、新たな社会資源の創出や住民の理解の促進、必要な地域支援ネットワークの構築等、地域の実情に応じた地域づくりが必要である。